

高齢者虐待防止のための指針

株式会社ワン・ライフ（以下「当社」）は、ご利用者お一人おひとりの尊厳と基本的人権を尊重し、安心・安全な療養・在宅生活を支えるため、本指針を定め、組織全体で虐待の未然防止・早期発見・迅速な対応を徹底いたします。

1. 基本方針

私たちは、医療・介護連携のもと、ご利用者の意思と尊厳を守ることを事業運営の根幹に据えます。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」ならびに介護保険・医療保険の運営基準を遵守し、虐待を絶対に容認しない体制づくりを推進します。

2. 虐待の定義

本指針における虐待は、高齢者虐待防止法に基づき以下の5項目と定めます。

1. 身体的虐待

暴力的な行為により外傷が生じる（または生じるおそれのある）行為を行うこと。不要な身体拘束等。

2. 介護・世話の放棄（ネグレクト）

食事・排泄・入浴・医療処置など、必要な療養上・生活上の世話や介護を著しく怠ること。

3. 心理的虐待

著しい暴言、威圧的な態度、拒絶的対応などにより、心理的外傷や苦痛を与える言動。

4. 性的虐待

わいせつな行為を行うこと、または行わせること。

5. 経済的虐待

ご利用者の合意なしに財産や年金を処分・消費すること、または不当な金銭的利益を得ること。

身体拘束の原則禁止

ご利用者の自由を制限する身体拘束は原則として行いません。生命や身体を保護するために緊急やむを得ない場合に限り、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件をすべて満たし、医師・多職種でのカンファレンスおよびご家族への説明・同意と記録作成を行ったうえで、一時的かつ最小限の範囲で実施します。

3. 虐待防止に向けた体制（虐待防止委員会）

虐待防止への取り組みを組織的・継続的に推進するため、社内に「虐待防止委員会」を設置し、定期的に（年1回以上）開催します。

● 主な所掌事項

- 虐待防止指針および業務マニュアルの策定・定期的な見直し

- 虐待（疑い事案を含む）の発生状況把握および再発防止策の策定
- 不適切なケアやヒヤリハット事例の共有・検討・改善指導
- 全職員向け研修計画の策定・効果検証

- **周知徹底**

委員会の協議事項および議事録は全職員へ速やかに周知・共有します。

4. 職員教育・研修

職員の権利擁護意識を高め、適切なケアを実践できるよう、全職員を対象とした継続的な研修を実施します。

- **定期研修の実施**：年1回以上、全職員を対象に開催（虐待の基礎理解、早期発見の着眼点、事例検討等）
- **新規入職時研修**：入社時に理念・指針および行動規範のオリエンテーションを実施
- **記録と評価**：研修の受講状況や効果測定を記録・保管し、委員会の見直しに役立てます。

5. 虐待発生（疑いを含む）時の対応フロー

訪問看護および居宅介護支援の現場において、虐待またはその疑いを発見・覚知した場合は、以下の手順に沿って速やかに対応します。

[現場（職員）]

- ・ 異変の発見／兆候の覚知
- ・ ご利用者の安全確保を最優先
- ↓ 速やかに報告

[事業所管理者・担当責任者]

- ・ 事実関係の確認・状況把握
- ・ 必要な緊急保護措置の指示
- ↓ 速やかに通報・連携

[関係機関]

- ・ 各自治体（市町村）高齢者虐待対応窓口
- ・ 地域包括支援センター／主治医・ケアマネジャー等

1. ご利用者の安全確保

ご利用者の生命・身体の安全を最優先とし、必要な医療的処置や緊急対応を講じます。

2. 速やかな通報・報告

発見した職員は直ちに管理者へ報告し、管理者は管轄の市町村（行政窓口）および地域包括支援センターへ速やかに通報・情報提供を行います。

3. 客観的・詳細な記録の作成と保管

経緯、ご利用者の心身の状態、確認された事実、関係機関との連携内容を客観的に記録し、関係法令に基づき5年間適切に保管します。

4. 多機関連携による支援

自治体・地域包括支援センター・主治医等と緊密に連携し、ご利用者および養護者（ご家族）の状況に応じた包括的な支援・再発防止を図ります。

6. 指針の閲覧および公表について

本指針は、ご利用者・ご家族・関係機関・職員がいつでも確認できるよう、事業所内での掲示を行うとともに、当社公式ホームページ等において広く一般に公表いたします。

制定日：2024 年 4 月 1 日

株式会社ワン・ライフ